

文明十五年九月九日起日勝仁親王主催着到和歌について

——後柏原天皇宸筆着到和歌並びに「海路 十日」懐紙との関係——

本山 八重子

はじめに

文明十五（一四八三）年九月九日から着到和歌が催されたことは、『大日本史料第八編之十五』記載の九月九日の条に「是日、勝仁親王、著到和歌ヲ始メサセラル」という見出し記事とともに、

けふより宮の御かた（勝仁親王）に百日の御うたあそはす（『京都御所東山御文庫記録』）

という記載があることよって知られる。けれども、この着到和歌については、他に、当時の公家日記にも言及された記録は残されておらず、参加者や題の構成など具体的な内容は分かっていなかった。

この度、遠山記念館のご厚意により、同館所蔵の着到和歌懐紙「海路 十日」（以下「海路」懐紙と称す）の拝覧及び写真掲載を許さ

れたが、その中に書かれた式部卿の和歌は、宮内庁書陵部蔵「邦高親王著到百首和歌」所収の邦高親王の「海路」歌と同一であるので、両者は互いに補完する資料であろうと推察される。

さらに、「邦高親王著到百首和歌」に関しては、東山御物の「後柏原天皇宸筆着到和歌」⁽²⁾所収の式部卿の和歌全てが、同百首和歌に一致することが指摘されている⁽³⁾。従って、「海路」懐紙を含めたこれら三点の資料は、それぞれ同じ着到和歌の一部をなすものと推測される。そこで、詠進の構成員、題の構成、散逸した着到和歌の部分的な復元などを検討するとともに、催行年次の比定を行いたい。

また、この「後柏原天皇宸筆着到和歌」が、本稿冒頭に言及した、文明十五年九月九日から催された勝仁親王主催の着到和歌と同一のものであったと推測されることについての考証も試みたい。

一 宮内庁書陵部蔵「邦高親王著到百首和歌」

『私家集大成 第6巻』に「邦高親王」として、宮内庁書陵部蔵『邦高親王御詠』（書陵部 伏・一八〇）が翻刻、収載されていて、そこに「邦高親王著到百首和歌」も含まれている（歌番号四六一―四五。冒頭に「文明十五年 月三日着到 中院一位通秀点 詠百首和歌 邦高」と記す）。同書の解説には、書陵部に家集とは別に同百首の自筆原本（「邦高親王著到百首和歌 文明十五年 中院通秀点 一軸」（書陵部 伏・三五七））が現存することが記されている。新日本古典籍総合データベースから、その自筆原本の画像を閲覧することができ、それによると、表紙には「文明十五年□月三日着到中院一位點」の記載がある。この記載ならびに家集『邦高親王御詠』所収の百首に共通してみられる年次の記載から、この着到和歌は、文明十五年三月三日から六月十三日までの百日間に張行されたものと考えたいところである。けれども、次に引用する『大日本史料第八編之十五』の、同年三月三日ならびに六月十三日の記事から、この時には、後土御門天皇主催の着到和歌が行われており、その参加者は中院通秀、三条西実隆、滋野井教國、下冷泉政為などであったことが分かる。

三日

是日より、百日著到和歌を始めらる、
けふよりちやくたうの御うたあそはす、おとこたちもし
こうの時はみなよませらる、『京都御所東山御文庫記録』

自今日百首、和歌張行、滋野井（教國）、侍従（下冷泉政為）等同詠之、
『実隆公記』

六月十三日

百日の御歌けふまでにて、とさま（外様）の人すたちめして、御
たる色々いたされてたふ、たう（当座）さもあり、
『京都御所東山御文庫記録』

参内、詠三首早出、
『十輪院内府記』

また、実隆の家集『雪玉集』巻第六・雑・二五八六番には、「文明十五年自三月三日至六月十三日着到」として「書」の題で、次の歌が収録されている。

日本の代々に絶せぬふのみちも神の璽のしるしとそさく

一方、「邦高親王著到百首和歌」の百首題は「堀河院初度百首」の歌題を踏襲したもので、その中に「書」の題は含まれない。

以上のことから、「邦高親王著到百首和歌」が、文明十五年三月三日から催行されたとは考えにくいことがわかる。

二 東山御物「後柏原天皇宸筆着到和歌」

「後柏原天皇宸筆着到和歌」については、注2、3でも言及したように、相馬萬里子氏が『東山御文庫御物3』所収の解説で、画像の一部とともに紹介されている。重要な記述であるので、長くなるけれども必要な箇所を引用しておこう。

本書は（中略）、始行日と題を示す首部が欠けている上、墨付十九枚のうち、はじめの九枚は連続しているが、その後は不連続な箇所が続出し、尾部も不足する残欠本であるため、年次も明らかではないが、歌題と日付、詠進者名から、いくつかの推測は行える。図版203〔資料冒頭部の写真 本山注〕にみえる歌の題は「立春」と推定され、次に出てくるのが「子日 十日」であるから、おそらく「立春」題で「九日」にはじめられた着到和歌であろう。以下、「霞 十一日」「鶯 十二日」「若菜 十三日」「残雪 十四日」（図版204）と続いた後、題と日付が残る箇所は「早苗 四日」「蓮 十日」「五月雨 六日」「立秋 十四日」「霧 廿五日」であるが、いずれも歌数は揃わず、他に題、日付を欠く九題分の歌もみられる。残っている題の中でも「蓮」「五月雨」の順序は疑問で、錯簡も考えられる。詠進者は欠がないとみられる「子日」から「若菜」までの四日分

みると、女房・愚詠・言国朝臣・重経・勾当内侍・新大納言・重治朝臣・上臈・元長朝臣・永宣・賢房・式部卿宮・仁和寺宮・右兵衛督・四辻宰相中將の十五名である。このうちの式部卿宮の歌が『私家集大成 第6巻』所収の「邦高親王I」にみられるところから、式部卿宮は文明七年（一四七五）式部卿任の伏見宮邦高親王と考えられ、これ以後、山科言国が朝臣とよばれている文明十六年十月までの期間が想定される。『私家集大成』「邦高親王I」にはこの百首の注として「文明十五年^{（一四七四）}月三日着到」とみえるが、確認はできず、例えば文明十年九月九日に始められた着到である可能性もあろう。

以上のように、相馬氏は、資料の概況を紹介した後に、散逸した冒頭の歌題、錯簡の存在、詠出歌人の構成を明らかにするとともに、「邦高親王者到百首和歌」との関係指摘した上で、催行時期についても考察を加えている。時期については後に考察するが、おおむね首肯される内容である。

残存の墨付が「十九枚」とされていることについては、原装は袋綴の冊子本であった可能性があり、その場合は確かに「十九枚」になるが、途中で袋綴の輪の部分が切り離されたと想像される。そのため墨付は三八枚になり、改装の段階で錯簡も生じたものと考えられる。

以下、相馬氏の指摘を踏まえながら、本着到和歌の構成を、錯簡

の修正も含めて、推測・復元し、そのあらましを提示してみたい。
復元にあたっては、墨付三八枚の各一枚の文字書きの行数が九行、
和歌一首は二行書きという規則性があることと、歌題が「堀河院初
度百首」を踏襲していることを踏まえた。

欠損箇所は、一行毎に棒線「——」で表記し、各日の歌には、
詠進の順番を分かり易くするため、①から⑮までの番号を付し、墨
付一枚の最終行には「〽」を付けて一枚毎に区別を付けることにす
る。

① (立春 九月九日)

——
—— (愚詠)

② ——
—— (女房)

③ (河かせはかすみの袖になをさむし
春たつけふのころもかせ山 式部卿宮)

④ ——
—— (仁和寺宮)

⑤ ——
—— (勾當内侍)

⑥ ——
—— (上臈)

⑦

—— (新大納言)

⑧

—— (四辻宰相中将)

起日の題である「立春 九月九日」の歌は、①から⑧が欠けてい
る。着到和歌の場合、起日と終日に限り、参加者が一堂に会し、座
次(官位)の順に歌を詠進することになっているので、①は主催者
(愚詠・天皇が参加しているので隠名にしたか。勝仁親王と推測さ
れる。後述)。②は後土御門天皇(女房・公式な歌会では天皇・上
皇は無署名が原則であるが、お忍びで参加しているので隠名にした
か)。③は式部卿宮(伏見宮邦高親王)で、その詠進歌③は、「邦高
親王著到百首和歌」から()を付して引用した。④は仁和寺宮
(道永入道親王)、⑤は勾當内侍(四辻春子)、⑥は上臈、⑦は新大
納言という順序になろうか。

この新大納言に該当するのは公卿ではなく、新大納言局(勸修寺
房子)と推測される。⑧は四辻宰相中将(季経)の歌であろう。

この後、「立春」詠の⑨から⑮まで、歌ならびに作者名が座次の
順序に従って記載されている。さらに「子日 十日」①から「残雪
十四日」の⑮の上句までが連続して残存している。

⑨ けふといへは雲のかよひ路のとかにて

- 天津おとめも春やしるらむ 右兵衛督
- ⑩ おもひなす心からかとみればけに
春たつ今朝そわきてのとけき 元長朝臣
- ⑪ 天の戸にまつたちそむる春なれや
けさはのとかにいつる日のかけ 言国朝臣
- ⑫ 君かへむ千とせのかすもけふことに
又あらたまるはるは来にけり 重治朝臣
- ⑬ 空にたにさたかにみえぬ春の色を
けさよりいかて世にはしるらむ 賢房
- ⑭ あさかすみ昨日をこそとへたてゝそ
春たつけふの空はみえける 重経
- ⑮ あつま路の空よりけさは霞そめて
もろこしまても春やたつらむ 永宣
- 子日 十日
- ① 春ことに子のひの小松ひきうへて
千世にやちよをちきりてそみん 女房
- ② 春をへて野邊のこまつもけふことの
子のひにあはむ種はつきせし 愚詠
- ③ 萬代をけふよりちきるはしめとや
二葉の小まつ野へに引らむ 言国朝臣
- ④ 千とせともかきりはあらし春ことに
君をためしにひける小まつは 重経

- ⑤ けふことのねのひのまつのよはひをや
君か千とせのかすにひくらむ 勾當内侍
- ⑥ けふといへは二葉の小松千代かけて
よはひを君にちきりてそひく 新大納言
- ⑦ 春ことにひける子の日の小まつはら
千本のかけも君のみそみむ 重治朝臣
- ⑧ 末とをき君か千とせのためしにそ
はつねの小松ひとはひくなる 上臈
- ⑨ この種を千もとなさむけふひける
子日のまつは二葉なりとも 元長朝臣
- ⑩ 子の日する野邊の小松のゆく末も
君かよはひにたちやならはむ 永宣
- ⑪ 子日して二葉の小まつけふそひく
たねしあれはとみゆる岩根に 賢房
- ⑫ 子日する野への小松の二葉より
おひさきしるき千代の陰かな 式部卿宮
- ⑬ 小しほやま君かためしにひく松の
けふのねの日にいく代あひけん 仁和寺宮
- ⑭ 萬代のためしにひくやかめのおの
いはねの松の子日なるらむ 右兵衛督
- ⑮ 春ことに千とせの友ともろ人を
引や子日のまつもしらなむ 四辻宰相中将

霞 十一日

- ① 天はすみ地はにこれるそのかみの
いつれの色とかすむを見む 女房
- ② さほ姫のかすみの袖にたちかくす
やまはいくへそ春のあけほの 式部卿宮
- ③ うらゝなる色はこなたにあらはれて
かすみにこもるはるのやまのは 元長朝臣
- ④ それそともなをみえわかて春は又
かすみにとをき四方の山のは 永宣
- ⑤ 朝またき峯のかすみやつゝく覧
ふもとのさともさたかにはなし 賢房
- ⑥ 都たにまた春さむきあさなく
かすむもうすき四方の山のは 愚詠
- ⑦ 明わたるとを山とりのおのへより
へたてそめてやまつかすむらむ 重治朝臣
- ⑧ いつくよりたち来るとしもみえわかて
野山ひとつにかすみこめつゝ 新大納言
- ⑨ 立とみるかすみのころもうすければ
かくれもはてぬよもの山の端 勾當内侍
- ⑩ 入逢のこゑはかりして初瀬やま
松はらをよそにたつかすみ哉 重経
- ⑪ 心あてにそれかとはかりみよしのゝ

- ⑫ よしのゝ山のかすむあけほの 上藤
もえ(並点あり)いつる野へは草葉のあさみとり
 - ⑬ 霞やはるをまつふかむらむ 仁和寺宮
 - ⑭ 三輪のやますきの立とはみえわかて
かすむそ春のしるしなりける 右兵衛督
 - ⑮ 比良のうみやつりするあまはかくろひて
かすみはかりの袖なひくみゆ 四辻宰相中将
 - ⑯ うなはらやかすみもふかくみつしほに
あまのをふねはいつるともなし 言國
- 鶯 十二日
- ① うちいつる氷のひまのなみよりも
まつ聲たつる谷のうくひす 愚詠
 - ② 野やまには色もわくらし籠のうちに
いかて春しるうくひすのこゑ 元長
 - ③ さ枝ふくまかきの竹のあさ風に
また春さむきうくひすの聲 仁和寺宮
 - ④ 花はまたきこすゑにきぬる鶯の
をのかはつねそまつひらけぬる 右兵衛督
 - ⑤ 呉竹のおくの家るや野へよりも
猶うくひすの聲は聞覧 女房
 - ⑥ かしこきもいまつかふへき時来ぬと
つけてやいつる谷のうくひす 重治朝臣

- ⑦ さえかへりまたふる雪に鶯の
むすほられてやはつねなく覽 重經
- ⑧ 氷しくたにのうくひすいとはやも
なみよりさきに聲たて、けり 四辻宰相中将
- ⑨ のとかなる宮このほかもうくひすや
千里をかけてなきわたらん 言國
- ⑩ 旧巢にやなこりをおもふ谷の戸の
あたりをさらて鶯のなく 賢房
- ⑪ 我やとのそともの竹やうくひすの
花まつほとんやとりなるらむ 永宣
- ⑫ 里わかぬ春をしらせて数ならぬ
かきねのうちもうくひすぞ鳴 式部卿宮
- ⑬ 夜の間にはや谷の戸いてしうくひすの
あしたの原にはつ音鳴覽 上藤
- ⑭ 氷とくるなみとともにや谷の戸を
けさうちいつるうくひすの聲 新大納言
- ⑮ あら玉の春はのとけき物そとは
けふうくひすの聲にこそしれ 勾當内侍
- 若菜 十三日
- ① こと草もつみやそふらむそれとしも
わかぬ雪間の野へのわかなは 愚詠
- ② ふみ分るわかあとよりや雪きえぬ

- 野への若なを人もつむらん 言國
- ③ 人めさへ枯にしものをしつのみか
いまはしめ野にわかなつむ也 四辻宰相中将
- ④ 雪はなを袖につもりてさと人の
つめる若菜のかすそすくなき 永宣
- ⑤ かきりなき年をつみても春の野に
その名老せぬわかななりけり 右兵衛督
- ⑥ 霜はらやきえてし野へに若菜つむ
おきなばかりはなとかいた、く 元長朝臣
(人めさへ枯にしものをしつのみか
いまはしめ野に若菜摘也 四辻宰相中将)
- ⑦ 春さむみまた消やらぬうす雪に
みとりまかはぬ若菜をそ摘 賢房
- ⑧ 水さむき澤邊のわかなつみわひぬ
都の野へは雪きゆるころ 重經
- ⑨ 跡とめてあすもたつねん春日の、
けふの雪まやわかなならまし 仁和寺宮
- ⑩ 春きての日かすもけふそ七種を
野への雪まにもとめかねぬる 重治朝臣
- ⑪ 春あさきほともしられて我袖に
つめとたまらぬはつわかな哉 新大納言
- ⑫ かたみにはつむほともなし春寒き

- 雪けの澤の水のふかせり 式部卿宮
- ⑬ 里人のとりやつくすとゆき残る
野へをもとめて摘わかな哉 上臈
- ⑭ ふる葉さへましりてつむや春もいま
あさしはをのゝわかななるらん 勾當内侍
- ⑮ さと人の野へも磯邊もうちむれて
けふ七種のわかなつむなり 女房
- 残雪 十四日
- ① 日影さすかたには草のもえそめて
山のかたへにのこるしら雪 言國
- ② こそみてし矧月の花の面影も
ちかきかきねに残るしら雪 右兵衛督
- ③ いまは猶あとつけかたく見ゆるかな
ひかけにのこる庭のしら雪 勾當内侍
- ④ 春さむき深山かくれは雪も猶
さえあへぬ色に冬やみすらん 愚詠
- ⑤ いとはやもさくかとみえてこすゑにも
にはほぬ雪の花そのこれる 重経
- ⑥ 日影をはたちへたてつゝ嶺たかみ
かすみや雪をなをのこす覧 重治朝臣
- ⑦ にほひあらは花とやみまししら雪の
のこるこすゑの春のあけほの 上臈

- ⑧ 嶺つゝきかさなるかたのやまあひに
残るやふかきこそそのしら雪 仁和寺宮
- ⑨ 来る春のひかりとやみむきえやらて
山まとさむくつもるしら雪 式部卿宮
- ⑩ 山ふかみしはし友まつ春されに
おなし心かのこるしら雪 四辻宰相中将
- ⑪ 日のさゝぬ谷にはさそなしらゆきの
むらきえのこる遠のやまのは 女房
- ⑫ さえのこる木々のしら雪をなしくは
- この後、「残雪」⑫下句から⑮が欠け、さらに、「梅 十五日」の①から⑤までが欠けて、⑥から⑭が残存している。
- (梅 十五日)
- ⑥ 問人をさのみもまたし梅の花
わかやとのみのたち枝ならねは 重治朝臣
- ⑦ 難波なるみつとないひそ梅の花
かつさく枝を人もこそおれ 四辻宰相中将
- ⑧ よそにのみおらてそみまし梅の花
心つからににほひ来るやと 勾當内侍
- ⑨ たか宿の軒端の梅のほひそと
春のゆふへの風にとは、や 永宣

⑩ 袖ふれていまやたをらむうへおきし

軒はの梅のさきにほふ比 新大納言

⑪ 折とると人やとかめむ袖ふれて

すきはかりの梅のうつり香 元長朝臣

⑫ たか袖にうつれとこすのひまもるて

軒はの梅のほひ来ぬらん 言國朝臣

⑬ うつしうふる軒はの梅の花かつら

我袖かけて香こそふかけれ 重経

⑭ 風さそふ梅のほひをしるへにて

たち枝もみえぬやとやたつねん 賢房

これ以降、「梅 十五日」の⑮、「柳 十六日」の全ての歌、さらに「早蕨 十七日」の①を欠く。その後、「早蕨」②から⑩が残存する。

(早蕨 十七日)

② いつよりか手折そめまし春日野の

草のはつかにもゆるさわらひ 言國朝臣

③ もえいつる物とはいへとさわらひの

けふりは空になひくともなし 永宣

④ さと人のやくとみえつるあとよりも

はやもしけりな野へのさわらひ 勾當内侍

⑤ 春の野にもゆる草葉はしけけれど

まかはぬ色のはつわらひ哉 女房

⑥ 焼すつる野原とみえしあとよりも

今もえいつるわらひなるらむ 右兵衛督

⑦ 柴人のかへるさくる、やま陰に

猶しはしとや蕨をるらむ 愚詠

⑧ もえいつる色はさなからむらさきの

またうらわかき野へのさわらひ 重経

⑨ 藤かえはまた花さかぬ峯の松に

むらさき見する下わらひ哉 四辻宰相中将

⑩ 庵むすふ峯のさわらひもえ出る

をりにたにこそ人もとひこぬ 上藤

この後、「早蕨」①から⑮を欠き、さらに、「桜 十八日」「春雨 十九日」「春駒 廿日」「帰雁 廿一日」「喚子鳥 廿二日」「苗代 廿三日」の歌全てと、「葦 廿四日」の①から⑥上句までが欠け、その後、「葦」⑥下句から⑮の上句までが現存する。

(葦 廿四日)

⑥ 色めつらしき野へのすみれを

元長朝臣

⑦ 紫の色やうつるとわかそてに

朝つゆなからつむすみれ哉 愚詠

⑧ 紫の庭とやいはむふるさとの

ある、かきねにすみれ花さく 女房

⑨ むつましき色にめてつ、春の野に

くる、もしらす葦をそつむ 上臈

⑩ 紫にさけるすみれはつみにこし

人のゆかりの草とこそみれ 俊量

⑪ 一夜ねてつみてかへらむすみれさく

野へのいほりはつゆふかくとも 重経

⑫ 里とをきをの、芝草けふいくか

つゆふみわけてすみれ摘らん 四辻宰相中将

⑬ あれゆけは人めもうときふるいけに

ひとりすみれの花そさきける 賢房

⑭ 草枕むすひやせましつほすみれ

つむとせしまにくる、野原は 永宣

⑮ うへてみる種ならねともをのつから

』

これ以降、「葦」⑮の下句、「杜若 廿五日」「藤 廿六日」「款冬

廿七日」「三月尽 廿八日」「更衣 廿九日」「卯花 卅日」「葵 十

月一日」「郭公 二日」の全てと、「菖蒲 三日」の①④が欠けて

いる。「菖蒲」の⑮が「杜若」の歌に訂正してある理由は不明。

続く「早苗 四日」は①から⑧上句まで残存する。

〔菖蒲 三日〕

⑮ かきつはた澤邊の水の浅からぬ

色にもみえてさける花哉 式部卿宮

(おもふことなき身なれともけふといへは

あやめのねをそ袖にかけぬる 勾當内侍)

早苗 四日

① いま(批点あり)よりもあきの山風かよふらし

鳥羽田のさなへうちなひく也 愚詠

② しつのみか門田のさなへくれぬれと

かへさおもはす採やつくさむ 永宣

③ みし(批点あり)春は水せきいれし小山田に

はやいつしかとるさなへ哉 式部卿宮

④ いそくらしやすむまもなくしつのおか

まてにとりつ、わくるさなへは 四辻宰相中将

⑤ うちむれて田子のもすそや此ころは

ひるまもまれにさなへとるらん 言國

⑥ うへわたすさなへはおなし緑にも

うすきやつゆのおくてなるらん 女房

⑦ はれぬまもさなへとるなり五月雨に

さそなぬれそふ田子の衣手 賢房

⑧ わさ田にはまされる草をけふそひく

』

この後、「早苗」⑧の下句から⑮まで欠けている。続く「照射五日」は、①の万里小路賢房の歌のみが欠け、残りの十四首は残存。さらに、「五月雨 六日」の①から④上句まで残存している。このうち、「照射」の⑩の永宣の歌は、「ともしする五月の山にたつ鹿や妻にわかれし跡したふらむ」を一旦記した後に、「かり人は…」の歌に訂正してあるので、欠落している①（賢房詠）を⑩の位置に永宣の歌として誤って書写した可能性がある。そこで、①に賢房の詠進歌として「ともしする…」を（ ）で括って記載しておいた。

（照射 五日）

- ① ともしする五月の山にたつ鹿や
妻にわかれし跡したふらむ 賢房（ ）
- ② 五月やまこの下つゆやしけからし
ともしの影のしめりゆく也 女房
- ③ 獨人のさすやほくしの松陰に
かくれかねてや鹿のなくらむ 仁和寺宮
- ④ 深ゆけと所もさらぬほしかとは
みねのともしの影をみるかな 元長朝臣
- ⑤ ますらおか鹿やまつらん宮木の、
木のしたてらす夜半のともしは 言國
- ⑥ 夏虫にあらぬ小鹿もこのころは

』

- ⑦ ともしの影に身をやかふらん 愚詠
鹿をまつこゝろのやみはよなくの
- ⑧ ともしのかけもてらしやはする 四辻宰相中将
山ふかみ木のしたまてもともしして
- ⑨ あはれいつくに鹿のかくれむ 新大納言
ともしする葉山のかげによる鹿や
- ⑩ これもひつしのあゆみなるらむ 右兵衛督
かり人はをしかのつゝつかのまも
心ゆるさてともしするらん 永宣
（ともしする五月の山にたつ鹿や
妻にわかれし跡したふらむ 永宣）
- ⑪ 幾夜はやともしのみして獨人の
鹿にこゝろをかけてあかしぬ 上臈
- ⑫ たちあかすほくしのかげやさをしかの
秋待ほと思ひなるらむ 重治朝臣
- ⑬ ますらおかいくよなくかともしして
家路をさへにわすれはつらん 勾當内侍
- ⑭ 獨人の袖しほれけりともしする
葉山はしけき木々のしづくに 重經
- ⑮ いかはかりくるしきわさそますらおか
葉山しけやまともしする夜は 式部卿宮
- 五月雨 六日

』

① 秋をまつ軒のしのふの露ながら

そめぬにくつるさみたれの比 仁和寺宮

② 雪よりは里のかよひもたえはてぬ

みちも瀬になる五月雨の比 女房

③ 谷の戸のあくるもみえず雲とちて

みしか夜しらぬさみたれの空 言國

④ 猶まさる水はにこりて山の井の

この後、「五月雨」④下句から⑮まで、さらに「廬橘 七日」「螢 八日」の全て、「蚊遣火 九日」の①から⑩までを欠く。「蚊遣火」は、⑫から⑮が残存、続いて、「蓮 十日」の①から⑤の上句まで残存する。相馬氏の解説のように、「蓮」と「五月雨」には資料において錯簡が生じていると考えられる。ここでは、「堀河院初度百首」の歌題の順に合わせて修正を施した。なお、他にも錯簡が疑われる箇所が見える。

(蚊遣火 九日)

⑫ 軒(批点あり)ちかきしつか蚊遣の夕けふり

月まつ空にいとふとをしれ 四辻宰相中将

⑬ さとありとよそにもみえて蚊遣たく

しつか家ゐのものうかるらん 重経

⑭ 我むせふならひのみかは余所までも

けふりをかこつしつか蚊遣火 重治朝臣

⑮ しつめかこれや思ひのけふりかと

くゆりそまさるこやのかやり火 仁和寺宮

蓮 十日

① 夕立のすきゆく水のにこりにも

しますやいかに池の蓮葉 式部卿宮

② 影うつすはちすの花の色よりや

いけのこゝろもきよくすむらん 愚詠

③ 池水はにこりやすきにはちす葉や

きよきを種と生そはるらん 女房

④ かせわたるいけのはちす葉うちなひき

こほるゝ露の玉そすゝしき 勾當内侍

⑤ 跡そなき池のはちす葉風みえて

この後、「蓮 十日」の⑤下句から⑮までの歌、「氷室 十一日」「泉 十二日」の全ての歌、「荒和祓 十三日」の①から⑫までの歌が欠け、⑬から⑮の歌が残存。さらに、「立秋 十四日」の①から⑥上句までが残存している。

(荒和祓 十三日)

⑬ 見たらしやきよきなかれにみそきして

いのるこゝろを神もうくらし 上臈

⑭ みそさせぬ人しなればさはへなす

神のこゝろもけふやおさまる 勾當内侍

⑮ この夕しるもしらぬもうちむれて

みそきにいづる賀茂の河浪 新大納言

立秋 十四日

① 置そむる草葉のつゆにあらそひて

又あきつくる庭のあさかせ 女房

② 秋の来るあさけの風もこのゆふへ

ふきとふきぬる音やそはまし 愚詠

③ めに見えぬ風のすかたも散て行

一葉にしるゝ秋や立らん 式部卿宮

④ きのみまで見さりし物を青柳の

ちるや一葉のあきのはつかせ 仁和寺宮

⑤ けさはゝや日影もうすくかつみえて

天津そらより秋やたつらん 上臈

⑥ 手にならず扇の風もあきたつと

』

この後、「立秋」⑥下句から⑮までを欠き、さらに、「七夕 十五

日」「萩 十六日」「女郎花 十七日」「薄 十八日」「蒴萱 十九日」

の歌が全て欠けている。続く「蘭 廿日」は①と②の歌が欠け、③

から⑪までの歌が残存している。

(蘭 廿日)

③ 秋風にほころひゆけと藤はかま

ぬふとはみえぬいとすゝきかな 仁和寺宮

④ 紫(疵点あり)のいろなつかしき藤はかま

はるのすみれのゆかりとそみる 重経

⑤ 武蔵の、草のゆかりかへたてなく

庭のまかきにさく藤はかま 言國朝臣

⑥ なつかしく秋の野にさくふちはかま

たかぬきすつる形見なるらん 永宣

⑦ わけきつる山のすその、露ふかみ

きつゝなれてもあかぬ色香に 愚詠

⑧ 紫の色にも名にも思ひいつる

春のゆかりのふち袴かな 右兵衛督

⑨ わけゆけは野ことにたてる藤袴

たれきてみよと風にほふらん 賢房

⑩ つゆふかき野へにしほるゝ藤はかま

きてみる人のほすとしもなし 上臈

⑪ あさ日さす野へにぬれつる藤はかま

いかなる人かぬきてほすらん 四辻宰相中将

』

これ以降、「蘭」の⑫から⑮の歌、「萩 廿一日」「雁 廿二日」「鹿 廿三日」の全ての歌、「露 廿四日」の①から⑬上句までの歌が欠

け、同⑬下句から⑮までの歌、及び「霧 廿五日」①から⑥までの歌は残存している。

(露 廿四日)

(⑮)

心のほかにそてのつゆけき 言國朝臣

⑭ をきそむるつゆよりなれて我袖の

ほかにうからぬ秋のゆふ暮 仁和寺宮

⑮ おほかたになかむる秋のゆふへたに

いかにをきけるそてのしら露 勾當内侍

霧 廿五日

① 水無瀬河みなれしかたの山本も

きりにまよへる秋のふな人 重治朝臣

② わけのほる嶺のあさ霧晴やらて

この後に②女房詠の下句、③永宣、④愚詠、⑤賢房、⑥仁和寺宮の歌と続くが、それ以降の歌は全て欠けている。

残存和歌の中、六首に批点が付されている。勝仁親王（後柏原天皇）がこの時の着到和歌を改めて書写されたのは、和歌の宗匠に秀でた歌を撰んでもらうためであったと推定される。⑥⁶批点を付した宗匠格の歌人は飛鳥井榮雅であろうか。

三 遠山記念館蔵「海路 十日」著到和歌懐紙

本懐紙（図1）には「海路」題で次のように、一首を二行書にして十一首の和歌が記載され、二首に批点が付してある。（翻刻に際し便宜上、各歌に①から⑪の番号を付した。）

海路 十日

① うな原やいつくも浪のうへなから

こきゆく舟の道さたむらし 女房

② 追風のいそく舟路はすみの江の

なみうつきしもゆくとみえつ、 四辻宰相中将

③ 波まくらおもひさためはふなちをも

さのみいそかぬゆふへならまし 右兵衛督

④ 我なからけふのとまりをしらぬかな

風にまかするふねの行末 元長

⑤ 浦とをくこきわかれつ、ゆく船の

おなしみきはにかへるくれかな 言國朝臣

⑥ 行舟もことうらよりはなにはかた

（批点あり）
心と、むるなみのうへかな 重治朝臣

⑦ あかしかた絵しまかいその浪のうへに

こ、ろもとめぬ舟のみちかな 重經

⑧ わたの原かきりもみえぬ夕浪に
(此点あり)

いつくをみちとかへるふな人 仁和寺宮

⑨ はるくと興の友舟かすみえて

なきたるあさの浪の上哉 式部卿宮

⑩ あり明の夜ふかき月に舟出して

興津なみまに日影をそ待 永宣

⑪ ゆくすゑもをなし浪路や契らん

こきもはなれぬうらのとも船 賢房

この中、⑨の式部卿詠進歌(太字で表記)が「邦高親王著到百首和歌」所収の「海路」の歌と同一であり、これにより、東山御物「後柏原天皇宸筆着到和歌」とともに三つの資料が同じ年次張行の着到和歌であることが推察される。

相馬氏が推測されるように、本着到百首の起日は某年の九月九日としてよいであろう。その場合、本懐紙「海路 十日」は十二月十日の詠進歌と考えられ、「堀河院初度百首」の題によれば、あと九首で百首となるので、満日は十二月十九日となる。

「堀河院初度百首」題を日付順に並べてみると、次のようになる(残存の日付の題は「」でくくり、太字で表記した)。

(立春 九月九日) 「子日 十日」 「霞 十一日」 「鶯
十二日」 「若菜 十三日」 「残雪 十四日」 「梅 十五

日」 (柳 十六日) 「早蕨 十七日」 (桜 十八日)

(春雨 十九日) (春駒 廿日) (帰雁 廿一日) (喚子

鳥 廿二日) (苗代 廿三日) 「葦 廿四日」 (杜若

廿五日) (藤 廿六日) (款冬 廿七日) (三月尽 廿

八日) (更衣 廿九日) (卯花 卅日) (葵 十月一日)

(郭公 二日) (菖蒲 三日) 「早苗 四日」 「照射

五日」 「五月雨 六日」 (廬橘 七日) (螢 八日)

「蚊遣火 九日」 「蓮 十日」 (氷室 十一日) (泉

十二日) 「荒和祓 十三日」 「立秋 十四日」 (七夕

十五日) (萩 十六日) (女郎花 十七日) (薄 十八

日) (菫 十九日) 「蘭 廿日」 (萩 廿一日) (雁

廿二日) (鹿 廿三日) 「露 廿四日」 「霧 廿五日」

(檜 廿六日) (駒迎 廿七日) (月 廿八日) (擣衣

廿九日) (虫 卅日) (紅葉 十一月一日) (菊 二日)

(九月尽 三日) (初冬 四日) (時雨 五日) (霜

六日) (霞 七日) (雪 八日) (寒蘆 九日) (千

鳥 十日) (氷 十一日) (水鳥 十二日) (網代 十

三日) (神楽 十四日) (鷹狩 十五日) (炭竈 十六

日) (炉火 十七日) (除夜 十八日) (初恋 十九日)

(不逢恋 廿日) (忍恋 廿一日) (初遇恋 廿二日)

(後朝恋 廿三日) (会不逢恋 廿四日) (旅恋 廿五日)

(思 廿六日) (片恋 廿七日) (恨 廿八日) (眺

廿九日) (松 十二月一日) (竹 二日) (苔 三日)
(鶴 四日) (山 五日) (河 六日) (野 七日)
(関 八日) (橋 九日) (海路 十日) (旅 十一日)
(別 十二日) (山家 十三日) (田家 十四日) (懷
旧 十五日) (夢 十六日) (無常 十七日) (祝 十
八日) (述懐 十九日)

以上のような構成であったと推定すると、著到和歌懐紙の「海路十日」は、十二月十日の着到懐紙に該当することになるので矛盾がない。

それでは、この着到和歌の催行年次は果たしていつであろうか。

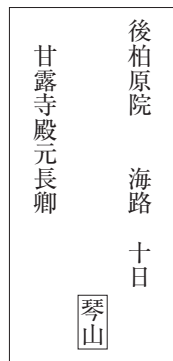
注1の『書—古筆の美』の解説では、「文明十三年から十七年の間のもの」としている。相馬氏も「文明七年から文明十六年十月までという期間」を想定されており、両説を合わせると文明十三年から文明十六年十月までの間に限定されるが、上臈を花山院兼子と確定してよいならば、『実隆公記』の文明十六年九月六日の条に、兼子が出産のため実家に滞在中との記事があるので、文明十三年から十五年の間に絞り込める。さらに、「早苗」が「十月」四日」の題に当たるとするには、九月が三十日までの大の月でなければならぬ。この間で九月が大の月であるのは文明十五年のみであるから、同年の九月九日から一二月一九日に催行された着到和歌であると推定される。

おわりに

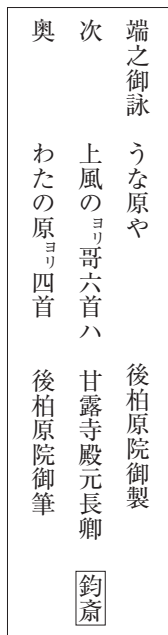
今まで、『東山御文庫記録』（『大日本史料第八編之十五』）でしか確認することができなかった文明十五年九月九日起日の着到和歌の記録が、「後柏原天皇宸筆着到和歌」、「海路 十日」着到懐紙、「邦高親王著到百首和歌」の三つの資料を照合することで、その催行の具体的内容の一部を明らかにすることはできたが、まだ解明されない問題が残されている。

当初、「海路 十日」着到懐紙は卷子状原本の一部と考えていたが、本懐紙には十一首の和歌しか記載されておらず、「愚詠」「勾当内侍」「上臈」「新大納言」の四首の歌が欠けている。これは①の賢房の歌で余白を残さず懐紙が切れていけば、ここで②から始まる次の料紙から剥がされたと解釈できるので問題は無いが、一紙のまま（継目なしで）かなりの余白を残しているのは不審である。

興味深いことに、本懐紙には、左記に示すように、「極札」が二枚付属している。その「極札」の説明書（これも付属品）には、二枚は「古筆了佐札并弟子宗久書分ヶ之札」と書かれている。古筆了佐極札は次の通りである。



次に、弟子宗久（古筆家門弟の川勝宗久カ）極札は次の通り。



宗久の「極札」に従って各歌を並べ換えてみると、確かに、書体は①と奥の四首⑧⑨⑩⑪及び、②から⑦までの二筆に分類できそうである（図2）。

本懐紙が原本であるならば、各自の歌は本人の自筆でなければならぬが、③の右兵衛督（綾小路俊量）の筆跡、⑥（田向）重治朝臣、⑦（庭田）重経、⑧仁和寺宮（道永）、⑩（高倉）永宣、⑪（万里小路）賢房の筆跡は、本人自筆の他の短冊類と比較してみると、明らかに違っているように見える。参考までに、六人の中で最も書風が際立つ右兵衛督（綾小路俊量）の自筆短冊の画像を図3に掲げておく。

では、本懐紙はどのような経緯で書写されたものであろうか。

あくまでも想像の域をでないが、⑥と⑧の肩に批点が付いていることから、和歌の宗匠（飛鳥井榮雅か）に撰歌を依頼するために、原本を二人（勝仁親王及び甘露寺元長）で書写し、批点を受けた後に、作者名を記入した懐紙である可能性が考えられるが、余白にはもう一首（⑫）少なくとも記入できるにもかかわらず、中途半端で終わっている理由は不明のままである。

まとめとは程遠い結果になってしまったが、新資料の出現を期待して後考を俟ちたい。

注

（1）この懐紙について、遠山記念館編『書—古筆の美』（一九九四年九月）には、次のように記されている。

後土御門天皇他寄書 紙本墨書 縦二五・八糎 横五五・四糎（中略） 一首目に女房と署名するのが後土御門天皇で、公卿がその後につづく。四辻宰相中将とあるのは、参議で左近衛中将を兼ねた四辻季経で、かれがその任にあつたのは、文明七年（一四七五）から同十七年八月まで。また次の右兵衛督は参議の綾小路俊量で、その兼任期間は文明十三年から同十七年四月までであった。よって、この懐紙は文明十三年から十七年の間のものといえる。（後略）

（2）『東山御文庫御物3』（毎日新聞社 一九九九年十二月）に、図版（一部）と解説（相馬萬里子氏執筆）を収める。

（3）相馬氏が注2の解説において指摘されている。

（4）後土御門天皇の女官・花山院兼子（花山院持忠息女）か。

『実隆公記』 文明十六年九月六日の条に「内裏上臈局」が出産のために花山亭に里帰りしている記事あり。

(5) 新大納言が公卿だとすれば、文明十三年十月八日以前ならば、正親町三条公躬（公治）が該当する。しかし、南都興福寺の訴訟により放氏（所属する氏にとって不都合な行爲があつたものをその氏から追放すること）という不祥事で権大納言を一度辞任し、文明十五年八月廿二日に還任された公治を新大納言と称するのは疑問であり、その直後の九月九日から始まる皇太子主催の着到和歌の詠進者に撰ばれるとは考えにくい。

文明十三年正月廿五日 『公卿補任』

正親町三条公躬（公治）任権大納言。

同三月十七日 『実隆公記』

新大納言（公躬）知行当国田辺郷南都訴訟重々之儀公

躬可放氏之由言上事書等即令拜見…。

同十月八日 『公卿補任』

公躬、辞権大納言 依南都訴放氏之故云々。

同十五年六月十九日 『実隆公記』

公躬から公治に改名。

同八月廿二日 『公卿補任』

公治、権大納言に還任。

同八月廿四日 『実隆公記』

抑前大納言還任事一昨日勅許云々。

一方、新大納言局とすれば、後土御門天皇の女官・勸修寺房子が該当し、特段の矛盾もない。

文明十七年五月十三日 『実隆公記』

今日未刻計新大納言局帰参、今度蒙典侍宣旨名字房子

云々。

(6) 文明七年三月三日起日の着到和歌に関して、三月廿六日の『実隆公記』に、足利義政に御点を付けてもらったために、着到和歌の春・夏部を清書するよう天皇に命じられている記事あり。五月三日には義政が御点を付した着到和歌一卷に作者名を書き入れるよう命じられている。五月十四日には秋・冬部、五月十七日には恋・雑部の清書を命じられている。

【付記】 本稿執筆にあたり、「後柏原天皇宸筆着到和歌」の複写を許可してご手配くださった宮内庁侍従職大村卓司氏、並びに著到懐紙「海路 十日」の写真掲載を快く許可してくださった遠山記念館の依田徹氏に厚く御礼申し上げます。

（もとやまやえこ 本学大学院博士課程後期課程在学学生）

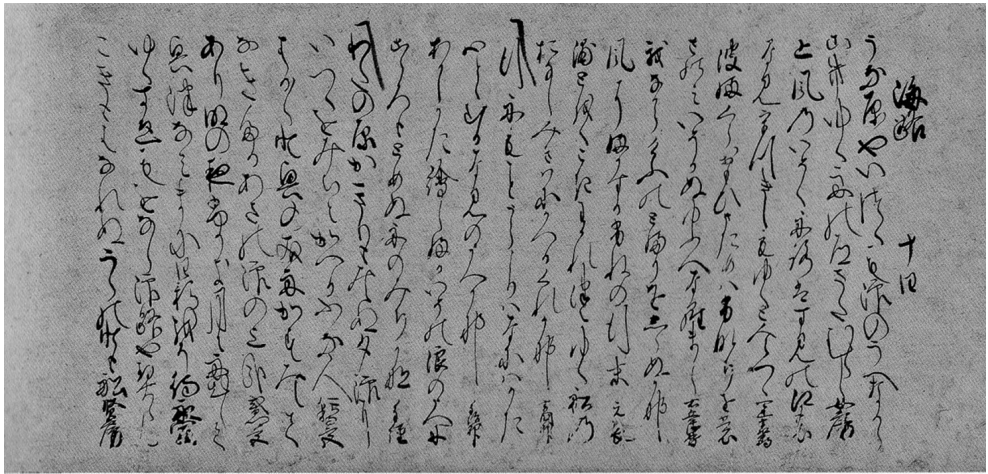


図1 「海路 十日」着到和歌懐紙(遠山記念館蔵) 縦25.8 横55.4 糶

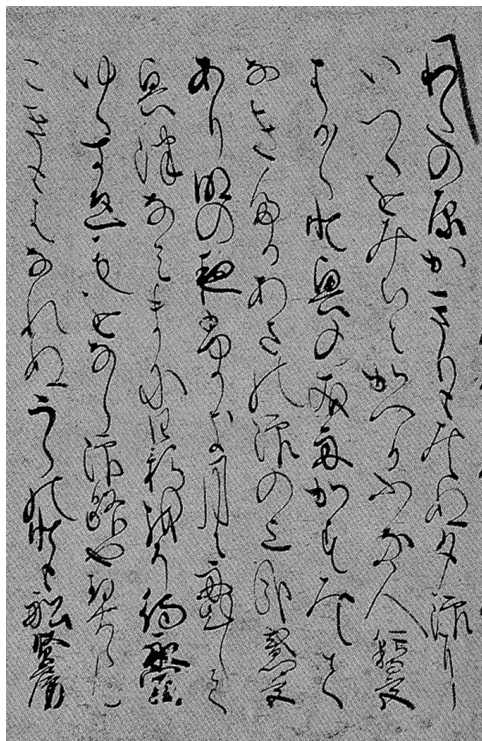
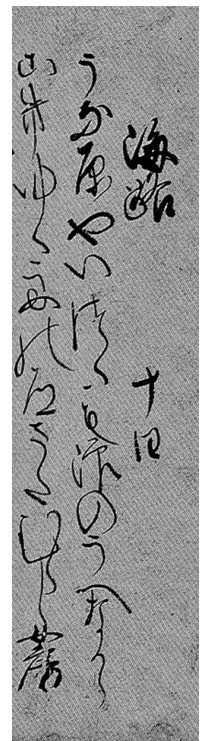


図2 「海路 十日」懐紙 ①及び奥の四首⑧⑨⑩⑪は同筆カ

